

はじめに

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、様々な社会経済情勢の変化に対応し、活力ある地域づくりを行ううえで、大変重要な課題です。



苅田町では、平成 15 年に「苅田町男女共同参画行動計画」を策定し、平成 19 年には「苅田町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

しかし、平成 28 年の「男女共同参画社会に関する町民意識調査」においては、依然として性別に基づく固定的な役割分担意識やその意識に根ざした社会の慣習や慣行が払拭されていない現状が見られます。また、DV や性に関する暴力についての認識が十分でないことが分かりました。「男女共同参画社会」の実現及び女性の活躍を推進するためには、男女共同参画意識の浸透や、あらゆる暴力の根絶は不可欠な課題です。

これらの状況を踏まえ、DV 防止法及び女性活躍推進法に基づく計画を内包し、前期計画の基本的な理念を引き継ぐとともに、社会の変化に対応し、より実効性のある取り組みを行うため、「第 2 次苅田町男女共同参画行動計画（後期）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、一人ひとりが尊重され、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に、町民、議会、事業者及び関係機関の皆さまと連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたって、熱意あるご審議、ご提言をいただきました苅田町男女共同参画審議会委員の皆さま、町民意識調査にご協力いただきました皆さまはもとより、ご協力いただきましたすべての方々に、心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

苅田町長 遠 田 孝 一

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 苧田町のこれまでの取り組み 2

第 2 章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 計画の性格 3
- 3 計画の期間 3
- 4 苧田町の目指す将来像と基本目標 4
- 5 計画の推進 6
- 6 計画の体系 7

第 3 章 実施計画

- 1 計画における重点的取り組み 8
- 2 計画の具体的施策 10

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり

- 施策の方針 1 男女共同参画に関する理解の浸透 10
- 施策の方針 2 男女共同参画教育の推進 12

基本目標Ⅱ 男女が対等に参画できるまちづくり

- 施策の方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 14
- 施策の方針 2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進 16

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり

～苧田町DV対策基本計画～

- 施策の方針 1 DVの防止及び被害者の支援 18
- 施策の方針 2 性に関するあらゆる暴力の根絶 22
- 施策の方針 3 生涯にわたる心身の健康づくり 23

基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり

～苧田町女性活躍推進計画～

- 施策の方針 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 24
- 施策の方針 2 労働の場における男女共同参画の推進 27
- 施策の方針 3 様々な人々への自立支援 30

- 計画推進のための取り組み 32

関連資料

- ・男女共同参画社会基本法 34
- ・苧田町男女共同参画推進条例 37
- ・第 2 次苧田町男女共同参画行動計画（後期）策定の流れ 41
- ・苧田町男女共同参画審議会委員名簿 42
- ・用語の解説 43

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 世界の取り組み

1975年（昭和50年）、国際連合は「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、これを契機として男女共同参画の世界的な取り組みが始まりました。1979年（昭和54年）の第34回国連総会で採択された女性差別撤廃条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を理念としており、その後の世界の男女平等政策の基盤となりました。

1993年（平成5年）には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃宣言」が採択され、女性に対する暴力は世界的に重要な問題と位置づけられました。1995年（平成7年）の第4回世界女性会議（北京会議）において採択された「北京宣言」と教育、人権など12の領域における女性の課題を解決するための「行動綱領」は、世界の女性の地位向上と能力開発を目指す国際的な指針となりました。これ以降、5年ごとに国連の「女性の地位委員会（CSW）」において、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況についての検証が行われています。

2011年（平成23年）には、これまで個別にジェンダー平等と女性のエンパワーメントに取り組んできたジェンダーに関する4つの専門機関が統合され、「UN Women」が発足しました。

2015年（平成27年）は、「北京宣言及び行動綱領」が採択されて20周年を迎え、国連ではこれを記念して第59回国連女性の地位委員会「北京+20」を開催し、これまでの各国の取組状況に関して実態を把握するとともに、世界に向けて広報や啓発等の活動を行いました。

(2) 国・県の取り組み

国際的な動きに連動して、日本においても男女共同参画の取り組みが進められています。

1985年（昭和60年）に女性差別撤廃条約が批准されたことを受けて、男女平等を進めるための国内法制度の見直しが行われてきました。1986年（昭和61年）に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。2000年（平成12年）には男女共同参画社会の実現に向けて「男女共同参画基本計画」が、5年後には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になることを目指す「202030」の取り組みや防災分野における女性の参画が掲げられました。

2001年（平成13年）は、内閣府に男女共同参画局が設置され、施策を推進するための体制が横断的に強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（現「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。以下「DV防止法」という。）が施行され、改正を重ねながら女性への暴力根絶のための施策が進められてきました。2007年（平成19年）には「仕事と生活の調和（ワーク・

ライフ・バランス) 憲章」が制定されました。2010年(平成22年)に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、「202030」をめざして実行性を高めるための積極的改善措置の推進があげられるとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が災害に強い社会づくりとなることが示されました。「第4次男女共同参画基本計画」(2016年(平成28年))では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)の成立を受け、あらゆる分野における女性の活躍の推進が強調されています。

県では、2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、同年、「男女共同参画推進課」への組織改正がなされ、県の推進体制が強化されました。2002年(平成14年)には「福岡県男女共同参画計画」が、2006年(平成18年)に「第2次福岡県男女共同参画計画」が策定され、その後改定を重ね、2016年(平成28年)にはこれまでの施策の実効性をより高めて推進するために「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

2011年(平成23年)に「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、5年後の2016年(平成28年)に策定された第3次計画では、「DV相談窓口を設置した市町村の数」「デートDVに対する認識度」などの数値目標を掲げ、より実効性のある施策の推進を目指しています。

2013年(平成25年)に被害者の総合的な支援が一か所で実施できるワンストップセンターとして「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、2015年(平成27年)からは24時間対応となり内容が拡充されました。

2 苅田町のこれまでの取り組み

本町では、男女共同参画社会の実現を目指して、2003年(平成15年)3月に「苅田町男女共同参画行動計画」を10年間の計画として策定しました。

2005年(平成17年)には「苅田町男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画に取り組む姿勢を内外に明らかにしました。

2007年(平成19年)に「苅田町男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を施行し、2008年(平成20年)には、この条例に基づく計画として、また「苅田町男女共同参画行動計画」を継続・発展させるための施策体系として、「苅田町男女共同参画行動計画(後期)」を策定しました。

そして、2013年3月(平成25年)に「第2次苅田町男女共同参画行動計画」を策定しました。

後期計画に向けて、2016年(平成28年)に住民を対象に「苅田町男女共同参画社会に関する町民意識調査」(以下「町民意識調査」という。)を実施し、審議会や推進本部において検討しました。

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指す、より実現性のある計画として策定しています。

第2章

計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してこれまでに様々な取り組みを行ってきました。しかし、現状としては、まだまだ多くの課題が残されています。さらに、社会経済情勢の変化や男女共同参画に関する法律・制度の改正、新たに組み込むべき問題の浮上など、時代や社会の変化に呼応した施策の推進が求められています。

本計画は、男女共同参画に関する様々な施策を総合的・計画的に推進し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的として策定されたものです。

2 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また条例第12条に基づく男女共同参画に係る基本的な計画として、条例の基本理念や責務などを踏まえて策定されています。

また、本計画の「基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」は、DV防止法に基づくもの、併せて、「基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり」は、女性活躍推進法に基づくものとして、それぞれ市町村基本計画及び市町村推進計画に位置づけられています。

さらに、本計画は「第4次苅田町総合計画後期基本計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、施策の推進にあたっては総合計画や他の関連計画との整合性を図られています。

3 計画の期間

後期計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5年間とします。

計画の推進状況を適宜、把握・点検しながら、社会経済情勢の変化などにより見直しの必要が生じたときは、それらに応じて計画の見直しを行います。

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度

前期計画期間

後期計画期間

推進状況を適宜、把握・点検

4 苅田町の目指す将来像と基本目標

(1) 計画の将来像

この第2次行動計画では、審議会からの提言を受けて、個人が性別にとらわれずに自分自身が決めた人生を生き、それをお互いが尊重しながら、それぞれの夢や希望を実現できる苅田町をつくっていくために、将来像を以下のように定めました。

**わたしとあなたの生き方を認め合い、
支え合い、未来につながるまち かんた**

条例第3条の基本理念では、「すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。」「すべての人は、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。」とされています。この理念のもとに第10条「人権侵害行為の禁止」、第16条「教育の充実」、第17条「家庭生活と他の活動の両立支援」などが定められています。

本計画では、条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な施策の推進のために次に掲げる4つの目標を設定します。

(2) 基本目標

- | | |
|--------------|---|
| 基本目標Ⅰ | 男女が互いに尊重し合う意識づくり |
| 基本目標Ⅱ | 男女が対等に参画できるまちづくり |
| 基本目標Ⅲ | 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり
～苅田町DV対策基本計画～ |
| 基本目標Ⅳ | 男女が自立した共生の社会づくり
～苅田町女性活躍推進計画～ |

基本目標Ⅰ

男女が互いに尊重し合う意識づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性や能力を十分に発揮するためには、多様な個性や生き方が尊重されなければなりません。しかしながら、性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習は依然として根強く残っています。次代を担う子どもたちに対しては、性別にとらわれずに自分の能力を信じる力を育み、男女平等の理解を深めることができるよう、教育を進めます。大人たちも、一人ひとりが互いを尊重しつつ、自らが希望する生き方を選択できるよう、町民、事業所、地域団体などが男女共同参画社会への理解を深め、男女共同参画社会の形成を推進する意識づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ

男女が対等に参画できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、異なる立場や経験を踏まえた多様な視点や発想を町政や地域活動に反映させることが大切です。そのためには、男女が様々な活動に単に参加するだけでなく、政策や方針の立案や事業の計画などの意思決定の場に積極的に加わり、意見やアイデアを出し合うことが重要です。依然として意思決定の場への参画は男性が多い現状を踏まえ、指導的立場に就く女性の育成や、地域活動など様々な場面における女性の参画を推進するなど、男女が対等で主体的に参画できるまちづくりを推進します。また、防犯や防災など安心して安全に暮らせるまちづくりについても、女性の意見が充分反映されるよう、政策や方針など意思決定の段階から男女が対等に参画していくことを進めます。

基本目標Ⅲ

男女が健康で安心して暮らせる環境づくり
～苅田町DV対策基本計画～

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して安全に暮らす権利が保障されることが男女共同参画社会の根幹を成すものです。しかし現実には、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、性に関する暴力や人権侵害が発生しており、その被害者は多くの場合が女性です。これらの暴力や人権侵害についての知識と理解を深めるよう、世代や立場に応じた啓発を行い、未然の防止を図るとともに、被害者への相談、支援体制の充実を図ります。DV対策に関しては、この基本目標をDV防止法に基づく基本計画としても位置づけ、総合的に取り組みます。性差やライフステージに応じたきめ細やかな健康支援や、心とからだに関する理解を深める教育・啓発など、人権を尊重する観点から積極的な取り組みを行い、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅳ

男女が自立した共生の社会づくり
～苅田町女性活躍推進計画～

男女共同参画社会の実現には、男女が共に経済的に自立できること、また、家庭生活や地域活動、趣味や学習などと仕事とを両立できることも必要になります。

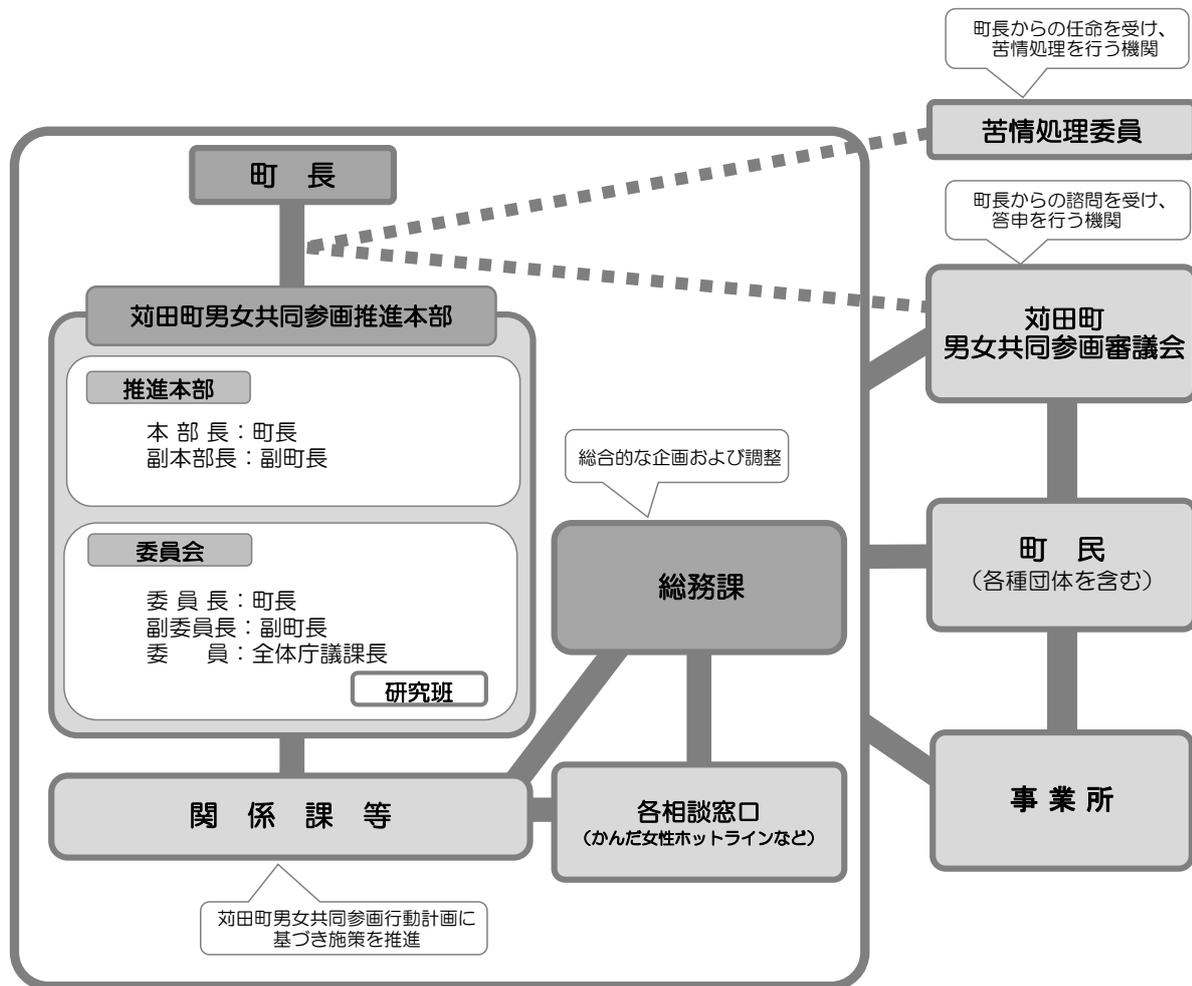
女性活躍推進法に基づく取り組みとして、ワーク・ライフ・バランスの啓発推進については、更なる取り組みを図ります。

社会の急速な変化や経済の停滞が続くなか、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、より困難な立場に置かれやすい人々の生活と自立を支援することが大きな課題となっています。町民や、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスや法令に関する啓発を行うとともに、子育てや介護と仕事との両立支援や、職場での女性の人材育成、登用などに対する支援を行います。様々な困難な立場に置かれた人々に対して必要な支援を男女共同参画の視点から行い、性別や心身の状態などにかかわらず自立でき、共にその個性や立場を認め合い、尊重し合いながら生活できる社会づくりを推進します。

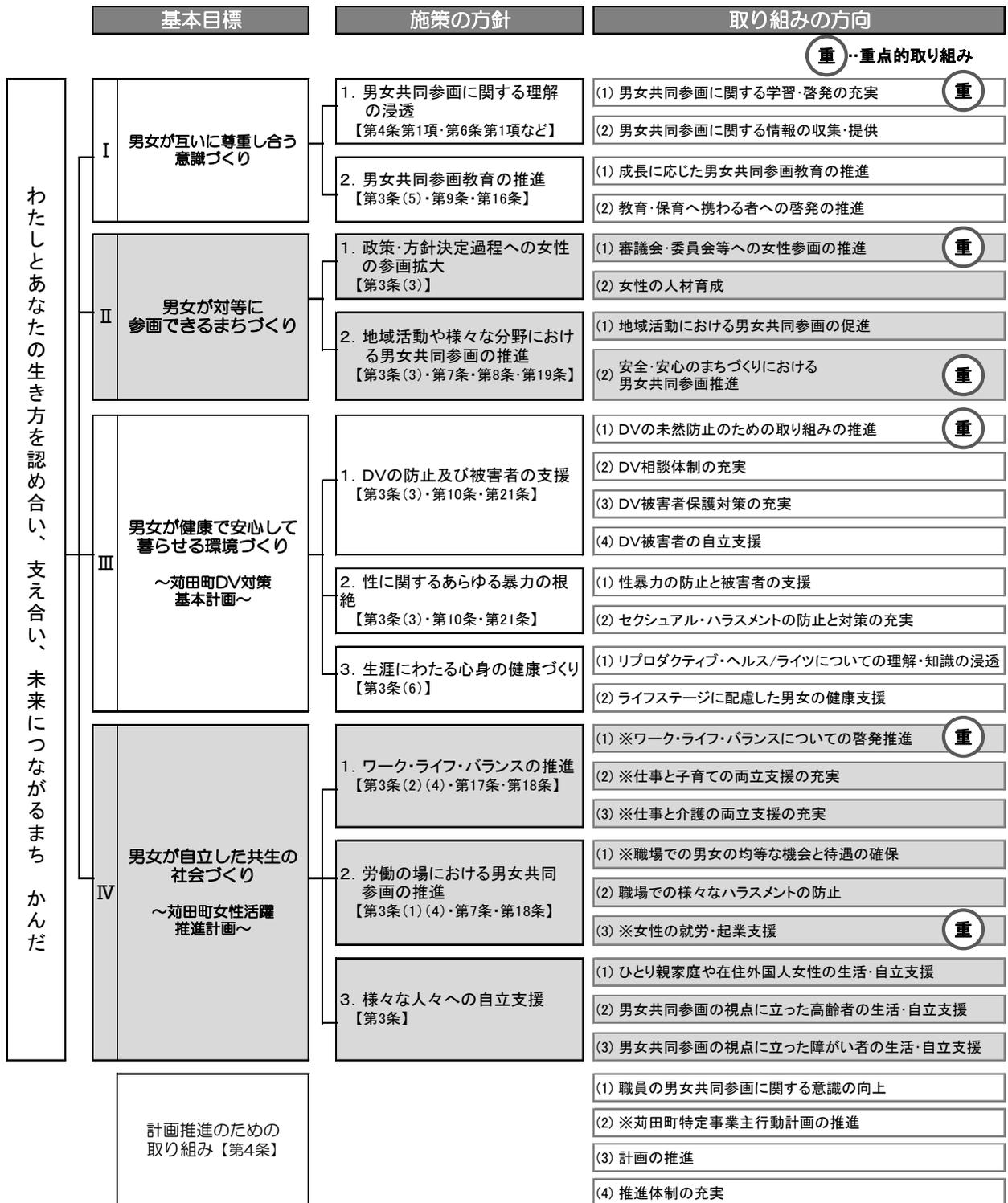
5 計画の推進

本町において将来像「わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、未来につながるまち かんだ」の実現に取り組むため、町長を本部長とする菟田町男女共同参画推進本部を組織しており、全庁的な連携のもと、町民や地域団体、事業所、関係機関などとの連携を深めて、本計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

■推進体制図■



6 計画の体系



※…女性活躍推進法関係

第3章

実施計画

1 計画における重点的取り組み

(1) 効果的な広報・啓発活動の推進

本町ではこれまでも広報・啓発活動に取り組んできましたが、男女共同参画についての理解が町民や町内の事業者などに十分に浸透していない状況がみられます。広報する内容や新たな媒体なども含めた広報・啓発の手法の検討を行い、若い世代を含めた町民や事業者の男女共同参画への関心と理解をより高めるような、効果的な広報・啓発活動を推進します。庁内における連携を強めながら、さまざまな機関を活用し、必要な情報を広く提供するよう努めます。

成果指標	現状値	方向
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方について、反対する人の割合	48.3%	

(2) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

さまざまな場において性別にとらわれない多様な意見が反映されるためには、管理職や地域の役職など、意思決定の場への女性の参画を推進する必要があります。女性自身の意識の向上や女性リーダー育成のための講座などを開催するとともに、各種団体や事業者などに対しても理解を求めていきます。また、本町においても、女性管理職や審議会等委員の女性比率の向上に取り組み、女性の人材の育成に努めます。

成果指標	現状値	方向
審議会等の委員にしめる女性委員の割合	27.7%	

(3) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

第4次荊田町総合計画後期基本計画において、「安心して安全に暮らせるまちづくり」を政策の1つに定めています。近年の台風や集中豪雨などの自然災害の発生に備えるため、地域と住民、行政の取り組みが喫緊の課題となっています。特に、被害時の性別によるニーズの違いや性犯罪の発生を考慮し、男女共同参画の視点を取り入れた地域での防災活動へつながるように取り組みます。

成果指標	現状値	方向
自主防災組織における女性の役員割合	14.7%	

(4) 暴力の防止と被害者の支援のための取り組み

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害行為であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。近年では交際中のカップルの中で起きるデートDVの問題への関心も高まっており、早い時期からの取り組みが望まれます。DVによる加害・被害を防ぎ、また、DVが起きてしまった場合もその被害を潜在化させないよう、学校や地域とともに協力を図りながら、意識啓発及び正しい知識の普及に努めます。また、関係機関や各種団体などと連携しながら、被害者の相談・支援や情報提供のための体制づくりを推進します。

成果指標	現状値	方向
「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合	54.4%	

(5) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

男女がともに経済的に自立し、それぞれの個性を生かして活躍するためには、男女共同参画や仕事と家庭の両立に対する職場の理解や取り組みが重要です。町内の事業者などに対して、法律や条例についての周知を図るとともに、出張講座や町の指名業者登録などの機会を活用して、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発を積極的に行っていきます。

成果指標	現状値	方向
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、言葉も内容も知っている人の割合	17.4%	

(6) 女性の就労・起業支援

本町では、育児期に一旦退職する女性が依然として多くみられます。また、インターネットの普及に伴い、在宅での就業や情報発信・個人売買も可能となっています。ライフステージやライフスタイルに応じて多様な働き方が選択できるよう、趣味や特技を活かした起業や、再就労を含めた女性の就業について、情報提供や講座開催等に取り組んでいきます。

成果指標	現状値	方向
女性の就労・起業に関する講座の開催	新規	年1回

2 計画の具体的施策

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり

施策の方針

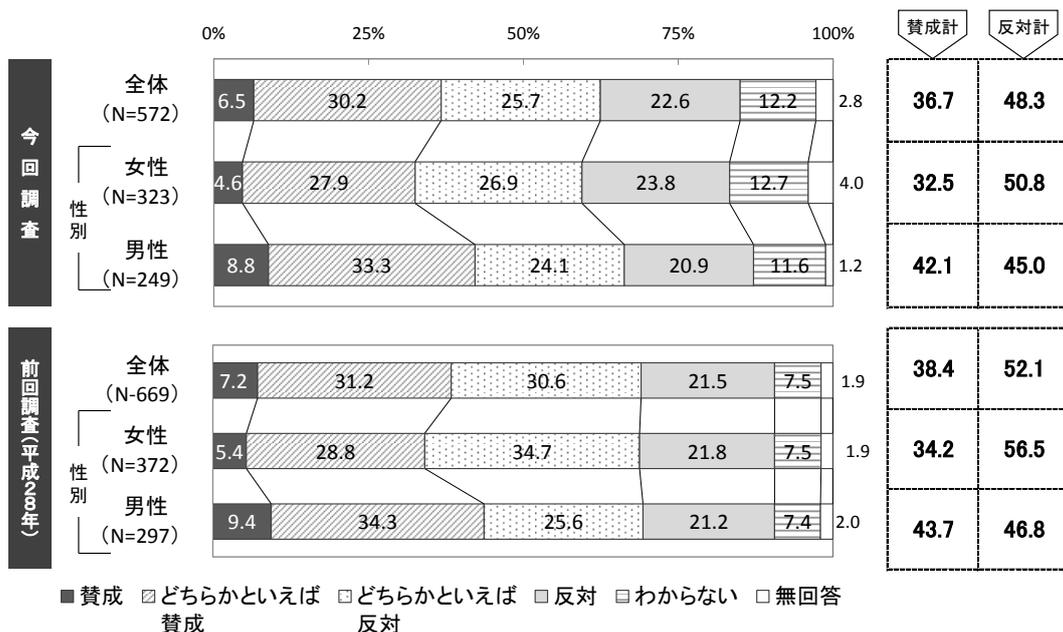
1 男女共同参画に関する理解の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画し、その個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するには、一人ひとりの多様な考えや価値観、生き方が尊重されなければなりません。そのためには、町民や町内で活動する人々が男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて行動することが必要です。本町ではこれまでも男女共同参画についての意識啓発や情報提供などに積極的に取り組んできました。

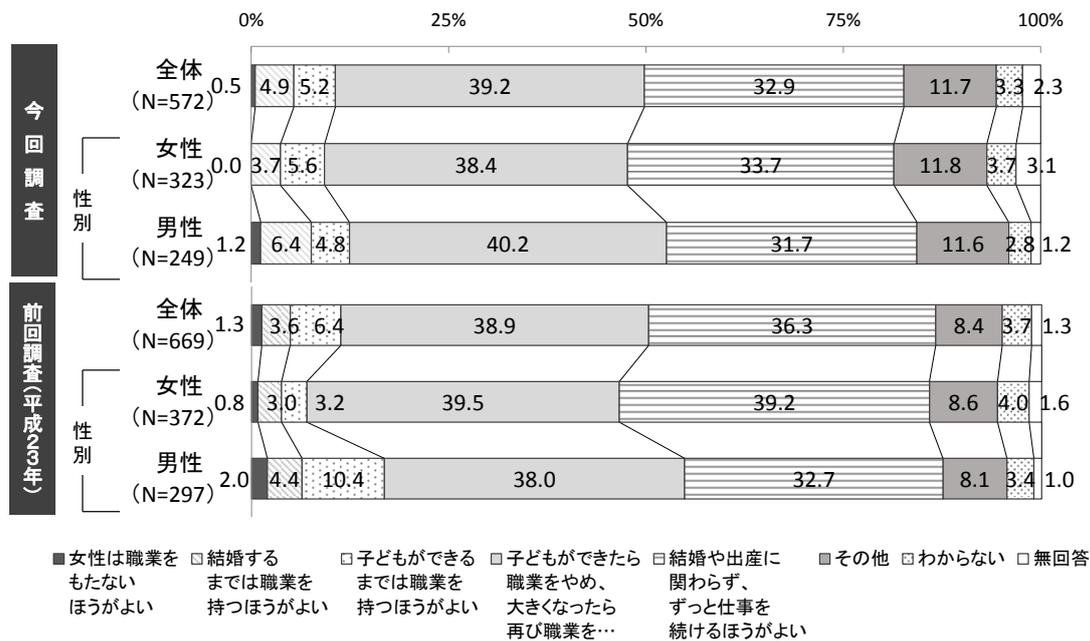
町民意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担に反対する人は5割弱で、賛成する人を上回っていますが、前回調査からあまり変化がみられません。また、女性が職業をもつことについても、「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい」が約3分の1を占める一方で、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」とする人が約4割と最も多くなっています。また、これらの結果には性別や年代で大きな差がみられ、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は弱まってはいるものの、男女共同参画社会に向けた意識づくりに向けて、さらなる取り組みが必要です。

一人ひとりがジェンダーにとらわれることなく、それぞれが希望する生き方を選択できるように、町民や事業所、各種団体を対象とした講座を実施し、町を構成する人々が男女共同参画についての認識を深められるよう取り組みます。また、図書館等の町内公共施設やインターネットなどを通じ、町民への情報提供を積極的に行います。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について《町民意識調査》



女性が職業をもつことについて <<町民意識調査>>



■ 具体的施策 ■

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女共同参画講座・講演会の開催	男女共同参画推進のための講座などを実施します。参加しやすい時間帯や場所に配慮して、町民が男女共同参画について考える機会を十分に設けます。	総務課 生涯学習課
2	事業所や各種団体へ出張講座	事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(男女共同参画出張講座)を実施します。講座を通して、課題を発見し、施策に反映するよう努めます。	総務課

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

No.	具体的施策	事業内容	担当課
3	町民等に対する情報提供	男女共同参画関連の情報を充実させます。町民や事業者にとって必要な情報を、いつでも利用しやすい状態で提供するよう努めます。	総務課 生涯学習課

■ 成果指標 ■

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
1	男女共同参画に関する啓発講座	各公民館1回 (平成28年度)	各公民館年1回	総務課 生涯学習課
2	男女共同参画出張講座	11回 (平成28年度)	年10回以上	総務課

施策の 方針

2 男女共同参画教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、次代を担う子どもたちがそれぞれの個性や能力を活かして伸び伸びと成長するとともに、ジェンダーにとらわれない進路選択やキャリア形成ができるよう、周囲の大人たちが支援することが必要です。また、子どもたちの教育は学校や保育施設のみで行われるものではなく、家庭はもちろん地域の人々とのかかわり合いの中で様々なことを学んでいきます。したがって、町を構成する人々が男女共同参画の意識を持って子どもたちに接することに加え、子どもたち自身が性別にかかわらずお互いの個性を認め合い、人権を尊重し合う意識を高めていくことが求められます。

本町ではこれまでも、学校教育を中心として男女共同参画の意識を育てる教育に取り組んできましたが、引き続き教職員や保育士等への啓発や情報提供を行い、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。ジェンダーに敏感な視点からの子育てについて家庭教育支援を行うとともに、地域の活動とも連携します。学校で実施されるキャリア教育においては、子どもたちが性別にとらわれずに幅広い選択肢から自身の未来を描けるよう取り組みます。

■ 具体的施策 ■

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
4	男女共同参画を推進する家庭教育支援	子どもの個性を尊重した、ジェンダーに敏感な視点に立った子育てについての啓発事業を充実させます。子どもたちが、家庭のみならず、地域の中で大切に育まれるよう、地域の活動とも連携して行います。	総務課 子育て・健康課 教育総務課 生涯学習課

(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
5	教職員・保育士等への啓発と情報提供	学校や保育園などでの男女共同参画教育を推進するため、資料や研修講師の紹介など、情報の提供を行います。また、教職員・保育士などへの啓発機会の確保に努めます。	総務課 子育て・健康課 教育総務課
6	幅広い進路選択を可能にする教育の推進	子どもたちが職業や進路を選択するための情報や経験の機会が、男女均等に与えられるよう支援します。性別による固定観念に捉われないキャリア教育(進路指導)を進めるための資料や講師の紹介など、情報の提供を行います。	総務課 教育総務課 生涯学習課

■ 成果指標 ■

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
4	パパカ(ぱぱちから)講座	1回 (平成28年度)	年2回	総務課

(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
5	男女共同参画に関する教職員研修会	平成27年度 開催	隔年1回	教育総務課
6	職場体験学習実施調査	年1回	年1回	教育総務課

基本目標Ⅱ 男女が対等に参画できるまちづくり

施策の 方針

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画のまちづくりを進めるにあたっては、家庭や職場、地域、政治の場等、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に男女が対等な立場で参画することが重要です。様々な背景や経験をもつ人々が多様な意見を出し合い、それが施策に反映されることにより、町民の生活実態やニーズに沿った質の高いサービスの提供につながります。特に、これまで男性に偏りがちだった政策・方針決定の場への女性の参画を推進することが望まれます。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年（平成32年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げています。第2次苅田町男女共同参画行動計画においても、審議会等の委員に占める女性委員の割合を2012年度（平成24年度）の21.5%から上昇させることを成果指標の一つとしています。2017年（平成29年）4月1日現在、女性委員の割合は27.7%でありこの目標を達成すべく、さらなる取り組みを進めなければなりません。

政策・方針決定過程への女性の参画をさらに拡大させるために、審議会等において女性委員の登用を進めます。リーダーとなる人材の育成に向け、町民への啓発や学習機会の提供を行い、政策・方針決定の場への女性の参画を支援します。

審議会における女性委員の推移

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
委員総数	308	361	375	353	351	361
内女性委員数	67	87	86	93	107	100
女性比率	21.8%	24.1%	22.9%	26.3%	30.5%	27.7%

■ 具体的施策 ■

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
7	審議会・委員会等への女性委員の登用	審議会などで、女性委員が男性委員と同様に活躍し、多様な視点や発想が、町の施策に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。	全庁

(2) 女性の人材育成

No.	具体的施策	事業内容	担当課
8	女性の参画意識の向上	女性が、自分の潜在的な能力に気付き、積極的に社会に活かす、参画意識向上のための啓発を行います。	総務課 生涯学習課
9	女性リーダーの育成	女性が、あらゆる分野でけん引役を担う事ができるように、リーダー育成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課 全庁

■ 成果指標 ■

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
7	町審議会・委員会における女性委員の割合(地方自治法第202条の3に基づくもの)	27.7% (平成29年度)	30% (平成33年度)	全庁

(2) 女性の人材育成

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
9	女性会議または女性のエンパワーメント講座	年1回	年1回	総務課 生涯学習課

施策の
方針

2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進

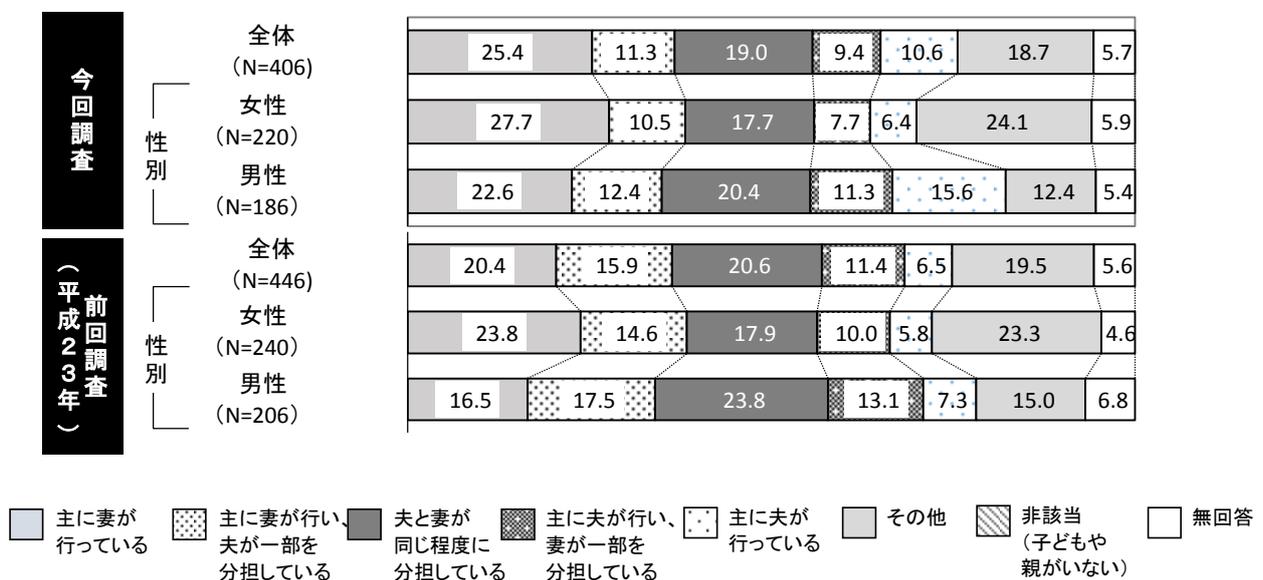
本町では、町と町民との協働によるまちづくりを目指しています。ライフスタイルや世帯構成、働き方の変化・多様化が進む中、地域を活性化し地域の様々な課題に対応していくためには、町民が性別や年齢にかかわらず地域での活動に主体的に参画でき、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる地域環境を整えることが必要です。特に近年、各地で大規模災害が発生する中で、災害による被害状況や避難所等でのニーズが性別により異なることが指摘されるようになったことを受け、地域における防災や災害対応などへの取り組みに男女共同参画の視点を取り入れることが必要不可欠となっています。

町民意識調査によると、町内会、育成会などの地域活動を担っているのは男性よりも女性が多くなっていますが、自治会長、小中学校のPTA会長など地域における役職への女性の参画は進んでいません。

町民との協働によるまちづくりをさらに推進するにあたり、性別にかかわらず様々な町民が地域での活動に参画できるよう、地域における男女共同参画を推進します。また、各種団体等に対する啓発や学習機会の提供を進めるとともに、女性団体の支援を行います。

災害対策においては、性別によるニーズの違いに配慮できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを行います。

家庭内での役割分担(町内会・育成会などの地域活動)《町民意識調査》



地域における役職への女性の参画状況

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	総数	内女性								
自治会長	48	0	48	0	47	0	47	0	47	0
民生・児童委員	44	19	47	18	47	18	47	18	50	19
小学校PTA会長	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
中学校PTA会長	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0

■ 具体的施策 ■

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
10	各種団体等における男女共同参画の促進【再掲】	事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(男女共同参画出張講座)を実施します。講座を通して、課題を発見し、施策に反映するよう努めます。	総務課 全庁
11	地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	総務課 全庁

(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
12	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取り組みに男女共同参画の視点を取り入れます。	くらし安全課 消防本部

■ 成果指標 ■

(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
12	自主防災組織における女性の役員割合	14.7%	30%	くらし安全課
	消防団の女性団員	2名	4名	消防本部

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり ～ 刈田町 DV 対策基本計画～

施策の 方針

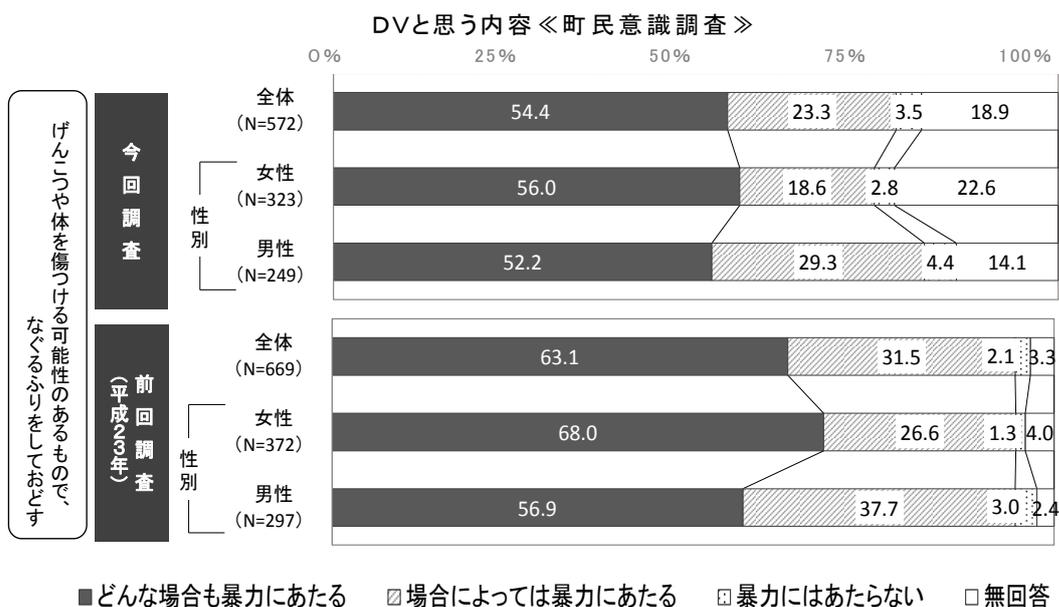
1 DVの防止及び被害者の支援

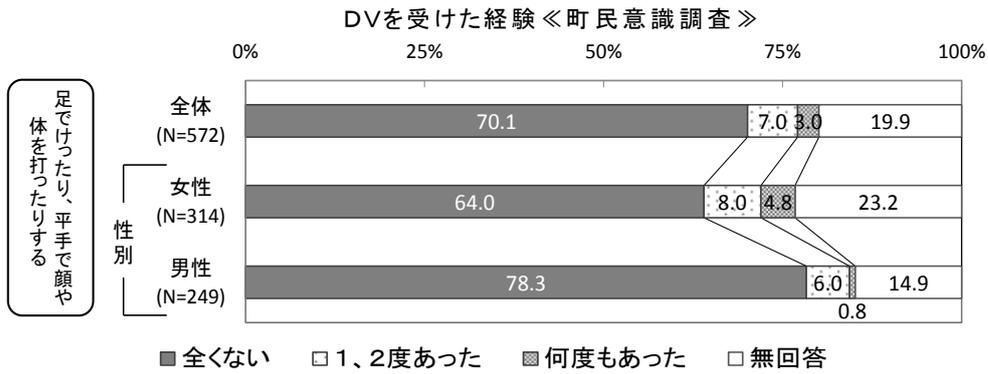
DV防止法では地方公共団体に対して、配偶者等からの暴力の防止と被害者への自立支援を含めて適切な保護を図ることを責務としており、そのための基本計画の策定を努力義務としています。本計画は、DV防止法に基づく町の基本計画と位置づけています。

町民意識調査によると、配偶者や恋人からの暴力について、「なぐるふりをしておどす」行為を暴力として認識している人は半数にとどまります。「足でけったり、平手で打ったりする」身体的暴力を受けた経験については、女性の20人に1人が「何度もあった」と回答しています。被害を受けた人が相談する相手は、友人・知人や家族・親戚が最も高く、公的機関に相談した人は少なくなっています。

DVの被害者は身近な人に相談する割合が高いため、DVの理解に向けた啓発を広く町民に実施します。さらにデートDVの防止をめざし、若年層を対象としたデートDVに関する啓発を実施していきます。

かんだ女性ホットラインや配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口の周知を徹底します。また、DVは児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生するため、町の様々な相談業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対して研修を実施するとともに、庁内の連携と庁外の関係機関等の連携を強化します。被害者の自立に向けては就労支援や両立支援など生活再建に向けた切れ目のない支援を関係機関と連携しながら実施しています。

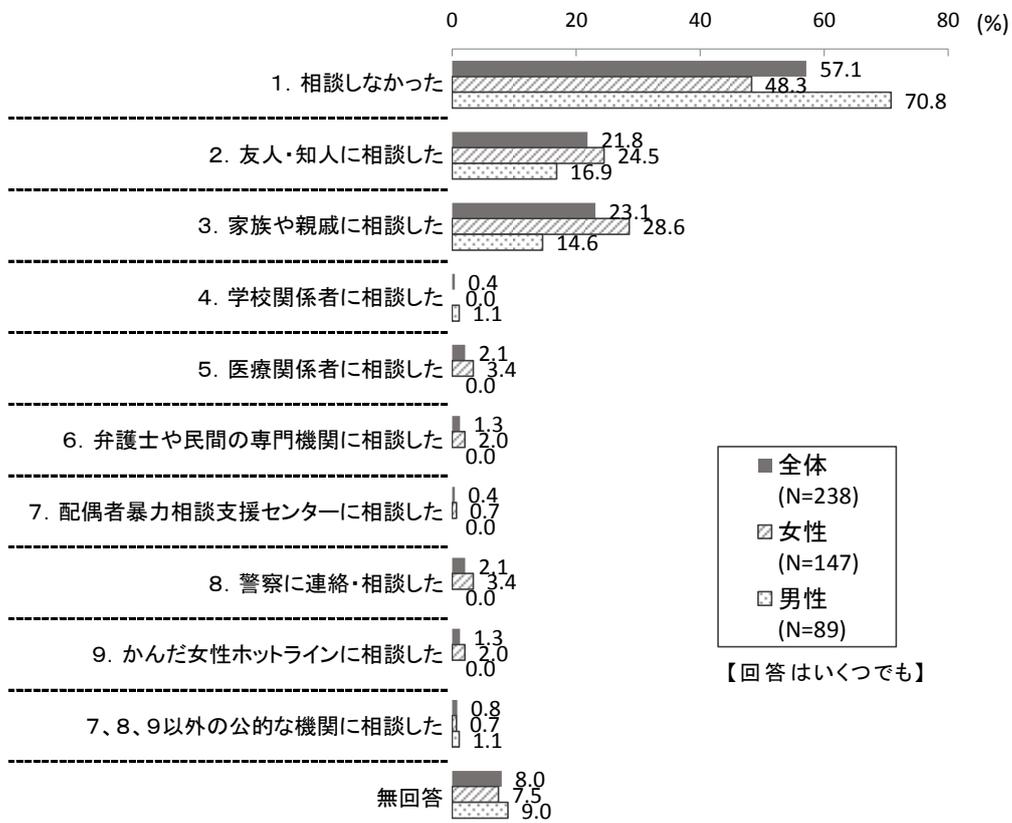




足でけったり、平手で顔や体を打ったりする

性別

DVを受けた時の対応《町民意識調査》



■ 具体的施策 ■

(1) DVの未然防止のための取り組みの推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
13	DVの正しい理解の普及	町民に、いかなる暴力も許容しない意識が醸成されるよう、DVの正しい知識の普及に向けて啓発を進めます。	総務課 子育て・健康課
14	若年層などへの教育、啓発	若い世代に、いかなる暴力も許容しない意識が醸成されるよう、男女平等教育を通じて暴力やデートDVなどの予防に関する啓発を進めます。	総務課

(2) DV相談体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
15	DV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	かんだ女性ホットラインや配偶者暴力相談支援センターなど、DV相談窓口の情報が必要な人に届くよう、周知に努めます。	総務課
16	相談体制と連携体制	相談体制の充実と、被害者の負担軽減につながる相談ネットワークを構築します。	総務課
17	相談員の資質向上	職員や相談員が高い技術で相談にあたれるよう、研修などを通して相談の質の向上に努めます。	総務課

(3) DV被害者保護対策の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
18	被害者の早期発見のための啓発	潜在化しやすい被害者を早期に発見し、支援できるよう、DV防止法に基づく通報努力義務の周知や啓発に努めます。	総務課 全庁
19	被害者保護のための関係機関との連携	福岡県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと連携して被害者保護に取り組みます。	総務課 全庁

(4) DV被害者の自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
20	被害者等の個人情報の保護	早期発見から自立支援のあらゆる過程において、被害者とその同伴家族の安全確保のため、個人情報の厳重な管理を行います。	全庁
21	DV被害者の自立にむけた支援の充実	被害者とその同伴家族が、安全で安心して生活が再建できるよう、さまざまな観点から切れ目のない支援を行います。	子育て・健康課 全庁

■ 成果指標 ■

(1) DV の未然防止のための取り組みの推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
13	『げんこつや身体を傷つける可能性のあるもので、殴るふりをしておどす』ことを暴力だと認識する人の割合(男女共同参画意識調査)	54.4% (平成 28 年度)	80% (平成 33 年度)	総務課
	児童虐待と DV の関連について広報誌での啓発	年 1 回	年 1 回	子育て・健康課
14	デート DV について「言葉も内容も知っている」人の割合(男女共同参画意識調査)	16.7% (平成 28 年度)	50% (平成 33 年度)	総務課
	中学校・高等学校でのデート DV や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントの予防啓発	3 回 (平成 28 年度)	年 3 回	総務課

(2) DV 相談体制の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
17	DV 被害者保護関係者並びに関係課職員研修	年 1 回	年 1 回	総務課

(3) DV被害者保護対策の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
18	民生委員会議での要請	年 1 回	年 1 回	地域福祉課
	園長会議での要請	年 1 回	年 1 回	子育て・健康課
	校長会での要請	年 1 回	年 1 回	教育総務課
	毎年 11 月の DV 防止週間に関係各所への啓発・情報提供	年 1 回	年 1 回	総務課
19	DV 防止庁内連絡会議	年 1 回	年 1 回	総務課

(4) DV被害者の自立支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
21	要保護児童地域対策協議会実務者会議	毎月 1 回 (平成 28 年度)	月 1 回	子育て・健康課

施策の 方針

2 性に関するあらゆる暴力の根絶

性犯罪、AV出演強要問題、セクシュアル・ハラスメントなど、性をめぐる暴力の背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差など社会的な構造があり、根絶のために社会全体で取り組まねばなりません。2013年（平成25年）に県は「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設しており、相談や医療機関・警察署等への付き添いなど、性暴力被害者が一か所で多様な支援を受けられるワンストップ支援を行っています。また、2016年（平成28年）に法律が改正され、妊娠出産及び育児・介護休業を理由とした不利益な扱い、いわゆるマタニティ・ハラスメントに対する防止措置義務が新設されました。

性暴力防止について、住民が主体的に取り組めるよう参加型の防犯啓発を進めていきます。町内で性暴力が発生した場合には、被害者が必要な支援を迅速に受けることができるよう性暴力被害者支援センター・ふくおか等の情報を提供していきます。職場で起きるセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントの防止に向けた取り組みとして、庁内や事業所に対して安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかけていきます。国や県の関係機関と連携しながら、被害者支援に取り組みます。

■ 具体的施策 ■

(1) 性暴力の防止と被害者の支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
22	性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	総務課 くらし安全課 教育総務課
23	性暴力被害者への支援	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	総務課

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
24	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課
25	関係機関との連携	セクシュアル・ハラスメントの被害防止や被害者支援について、啓発・相談など関係機関と連携して取り組みます。	総務課

■ 成果指標 ■

(1) 性暴力の防止と被害者の支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
22	中学校・高等学校でのデートDVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメントの予防啓発【再掲】	3回 (平成28年度)	年3回	総務課

施策の 方針

3 生涯にわたる心身の健康づくり

生涯にわたって身体的・精神的・社会的に健康に過ごすことは人の生きる権利であり、男女共同参画社会を実現するための基盤となります。また、女性は妊娠や出産をする可能性があることから、生理や更年期の女性特有の健康上の問題が心身や生活の状況に大きな影響を与えます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を女性の人権のひとつとして男女がともに理解し、主体的に心身の管理ができるようにすることは、大変重要です。福岡県では、エイズ患者やエイズウイルス（HIV）感染者が増加傾向にあるため、町においても防止に向けた情報提供と啓発が求められます。

子どもの発達段階に応じて人の権利や命を大切にすることを育む性教育を推進します。また、女性に対しては、妊娠期から更年期までの一貫した健康支援を実施し、情報提供や啓発事業を充実していきます。男女共同参画の視点に立って、性別に応じたライフステージごとの健康の保持・増進のための健康教育や相談を実施し、命や健康を脅かす問題に関する情報提供や啓発を進めます。性別にかかわらず、自分自身の健康を管理できるような健康支援を推進します。

■ 具体的施策 ■

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解・知識の浸透

No.	具体的施策	事業内容	担当課
26	人権を尊重した性、性感染症に関する教育・啓発	思春期教育や性教育に関する事や、性感染症の影響や予防について講師や教材の情報提供・啓発を行います。若者や子どもたちが、人権を尊重した性と身体に関する教育を受け、正確な知識と情報を得られるようにします。	総務課 子育て・健康課 教育総務課
27	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期等の健康に関する情報や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおける健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。	子育て・健康課

(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、予防啓発や対策に取り組めます。	住民課 生涯学習課 子育て・健康課
29	ジェンダーの視点に立ったメンタルヘルスケア	心の健康づくりに関して、男女別の現状にも観点をおいた情報提供や支援を行います。	地域福祉課 子育て・健康課

■ 成果指標 ■

(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
28	男女別町民特定健診受診率	男性 45.4% 女性 53.1% (平成 28 年度)	男女とも 60%以上	住民課

基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり ～苅田町女性活躍推進計画～

施策の 方針

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

働くことは、生活の糧を得るためであることはもちろん、生きがいや社会とのつながりを持つことにもつながります。また、少子高齢化や経済のグローバル化が進む現在、働く意欲をもつ人がその個性や能力を十分に発揮できる環境を整えることが求められています。しかし、男性を中心とした長時間労働を前提とする働き方の中では、家事や育児、介護等の家庭責任を主に担っている人が働き続けることは難しくなります。国は、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、また、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定し、それを受けて本町を含む地方自治体においても、ワーク・ライフ・バランスの推進のための取り組みが行われています。

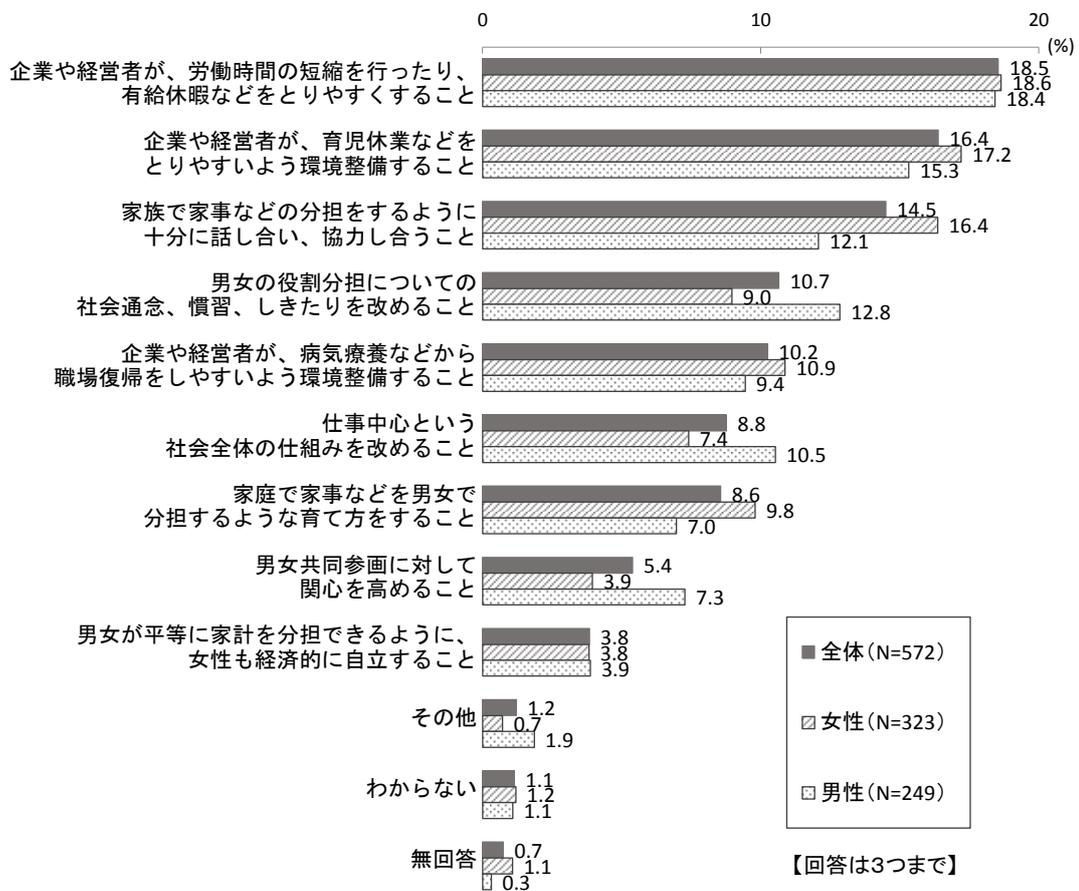
町民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人は4割強にとどまりましたが、男女がともに仕事と家庭、社会活動などに積極的に参画していくために必要なこととして「企業や経営者が、労働時間の短縮を行ったり、有給休暇などをとりやすくすること」「企業や経営者が、育児休業などをとりやすいよう環境整備すること」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する項目が多く挙げられています。

町民や町内の事業所がワーク・ライフ・バランスの意義について理解を深めるよう、町民や事業所に対して啓発を進めるとともに、事業所に対しては国や県の制度などについての情報提供を行い、職場環境改善の取り組みを促します。また、ライフスタイル、ライフステージにかかわらず、それぞれが希望するバランスを実現できるよう、男女共同参画の視点に基づき仕事と子育てや介護との両立支援を行います。

ワーク・ライフ・バランスの認知度 <<町民意識調査>>

		標本数	言葉も内容も知って	言葉だけ聞いたこと	聞いたことはない	無回答
全体		563	98	137	253	75
		100.0	17.4	24.3	44.9	13.3
性別×年代別	女性:20代	25	28.0	36.0	36.0	-
	女性:30代	68	14.7	25.0	54.4	5.9
	女性:40代	45	20.0	22.2	55.6	2.2
	女性:50代	37	8.1	24.3	62.2	5.4
	女性:60代	65	6.2	27.7	46.2	20.0
	女性:70歳以上	74	8.1	10.8	35.1	45.9
	男性:20代	15	26.7	6.7	66.7	-
	男性:30代	41	31.7	26.8	36.6	4.9
	男性:40代	42	38.1	31.0	31.0	-
	男性:50代	25	20.0	32.0	44.0	4.0
	男性:60代	54	22.2	29.6	44.4	3.7
	男性:70歳以上	72	12.5	23.6	41.7	22.2

男女がともに参画していくために必要なこと<<町民意識調査>>



■ 具体的施策 ■

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
30	ワーク・ライフ・バランスについての町民への啓発	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現可能な社会づくりの啓発を行います。	総務課
31	事業所への情報提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業主への情報提供・啓発に努めます。	総務課 交通商工課

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
32	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	母親・父親共に安心して育児と仕事を両立できるような施策を進めます。男性の育児にかかわる意識を上げる啓発や、女性の育児と仕事の両立に関する不安を減らすような施策を進めます。	協働のまちづくり課 子育て・健康課

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
33	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	家族が安心して介護と仕事が両立できる施策を進めます。制度利用者や家族介護者に対し、男女別の現状にも観点をおいた支援を行います。	地域福祉課

■ 成果指標 ■

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
31	福岡県「子育て応援宣言登録制度」登録企業紹介	0回	年1回	総務課

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
32	待機児童数	新規	0人 (平成33年度)	子育て・健康課

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
33	介護家族元気回復支援の利用者数	サロン型 112名 訪問型 4名 (平成28年度)	サロン型 130名 訪問型 10名 (平成33年度)	地域福祉課

施策の方針

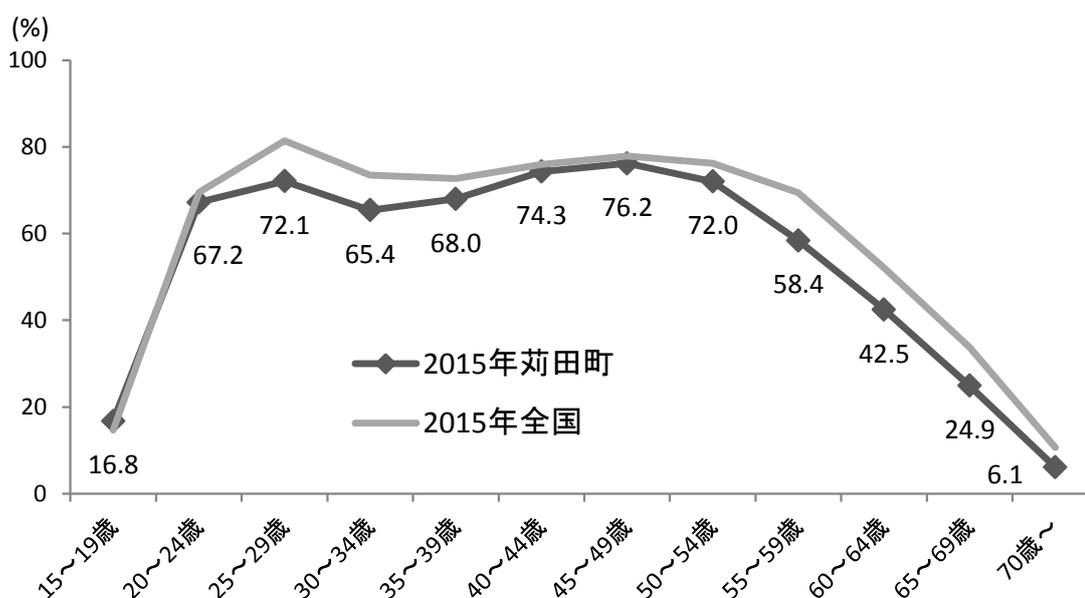
2 労働の場における男女共同参画の推進

労働の場への女性の進出に伴い、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）において、セクシュアル・ハラスメントへの対応や妊娠・出産や育児・介護等を理由とした不利益取扱いの禁止が定められるなど、法や制度の整備が進んでいます。しかし、出産を機に退職し、子育て後に再就職する「M字型就労」の働き方は依然として解消されていません。また、2016年（平成28年）には女性活躍推進法が施行され、労働の場での女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

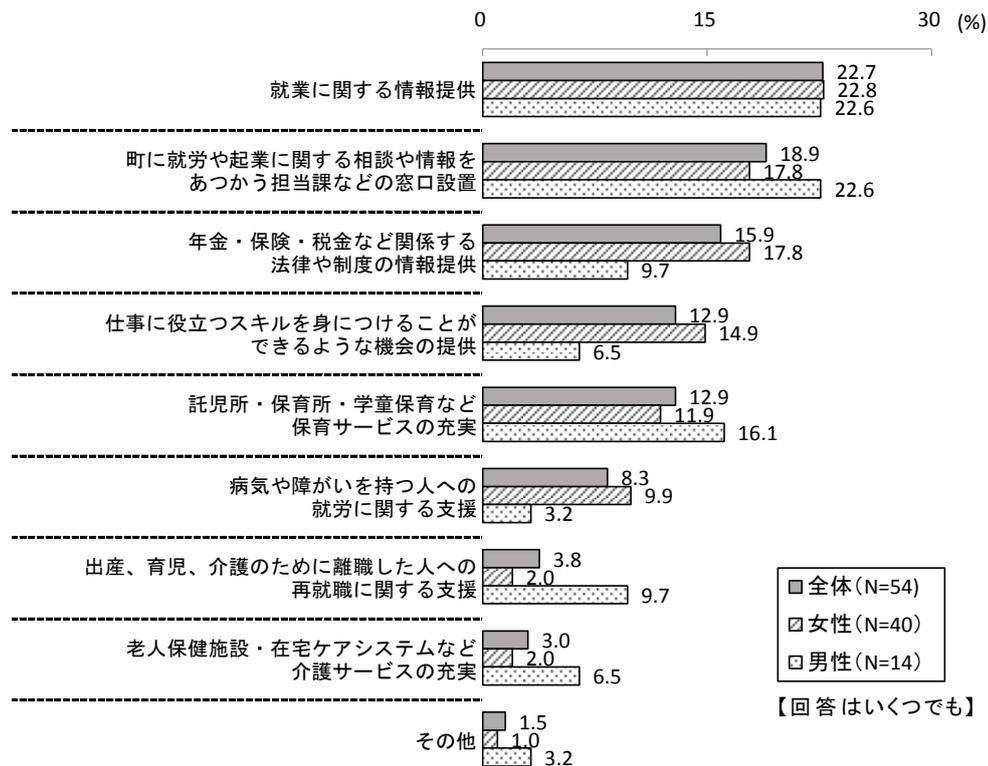
町民意識調査によると、現在職業を持っていないが今後働きたいと考えている女性は、「就業に関する情報提供」「就労や起業に関する相談窓口」「年金・保険など関係する法制度の情報提供」などの支援を求めています。

町内事業所に対し、出張講座や指名登録の機会を活用して、男女の均等な機会と待遇の確保に関する法律や制度について広く周知し、意識啓発を図ります。また、男女雇用機会均等法で雇用主の義務が明確にされているセクシュアル・ハラスメントに加え、パワー・ハラスメントなどについても適切な対応ができるよう啓発を進めます。女性の再就労や起業については、国や県なども含めた様々な情報を収集・提供するとともに、基礎的な知識を学べる講座を開催します。

女性の年齢別労働力率《国勢調査》



職業につくためにあったらよい支援 《町民意識調査》



■ 具体的施策 ■

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	事業内容	担当課
34	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や、女性活躍推進法、育児・介護休業法等、関係法令及び条例の周知啓発を行います。	総務課 交通商工課
35	事業所や各種団体への出張講座【再掲】	事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(男女共同参画出張講座)を実施します。	総務課
36	指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業者などに対して、苧田町男女共同参画推進条例や町の取り組みについて情報提供し、男女共同参画の意識啓発を行います。	総務課 企画財政課

(2) 職場での様々なハラスメントの防止

No.	具体的施策	事業内容	担当課
37	防止のための事業所への啓発	職場でのハラスメントの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	総務課

(3) 女性の就労・起業支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
38	女性の就労・再就労、起業等に関する情報提供	女性の雇用や資格取得、起業などに関する情報提供を行います。国や県が発信する再就労や起業、第6次産業化などあらゆる分野の情報を収集します。	総務課 交通商工課 農政課
39	女性の就労・起業に関する講座の開催	女性が、能力を発揮する機会を確保できるよう、就労や再就労、起業に関する基礎知識を学ぶ講座を開催します。	総務課

■ 成果指標 ■

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
35	男女共同参画出張講座【再掲】	11回 (平成28年度)	年10回	総務課

(3) 女性の就労・起業支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
39	女性の就労・起業に関する講座の開催	新規	年1回	総務課

**施策の
方針**
3 様々な人々への自立支援

近年、雇用環境や就業構造の変化により非正規雇用が増加し、貧困などの生活上の困難を抱える人の存在が注目されるようになりました。現在もその状況は改善されることなく、相対的貧困率は、高齢単身女性世帯や母子世帯で特に高くなっています。また、障がいがある人や、本町で働き生活する外国人などの場合、女性であることから複合的に困難な状況におかれることも多くみられます。このように様々な困難を抱え社会的な配慮や支援を必要とする人たちが、地域で自立した生活ができる社会環境づくりが必要とされています。さらに、本町においても高齢化が進行しており、高齢者の生活支援や健康増進、高齢者介護の問題など、高齢化への対応が大きな課題となっています。家族形態の多様化に伴い、夫や息子など男性が在宅で家族の介護をする家庭が増えていますが、家事やケアの経験不足から負担が大きくなったり、本人や周囲の固定的性別役割分担意識が根強いために孤立するなど、男女共同参画の視点からの支援が求められています。

ひとり親家庭などに対しては、国や県の支援制度等についての情報提供を積極的に行うとともに、ニーズの把握に努め、自立支援を推進します。日本語が十分にできない在住外国人女性への情報提供や相談体制の充実を図ります。高齢者や障がい者に対しては、男女で求められる配慮や支援の違いを重視し、地域で自立して活動できるよう情報提供や参画の場の提供を行うとともに、相談体制を充実します。また、高齢者や障がい者への虐待防止に向け、関係機関と連携します。

■ 具体的施策 ■
(1) ひとり親家庭や在住外国人女性の生活・自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
40	経済的支援などの制度の周知と情報提供	ひとり親家庭に対する制度の周知や情報提供に努めます。	子育て・健康課
41	自立支援施策の情報提供	ひとり親家庭に対するそれぞれのニーズを把握し、親子共に安心して生活できるよう自立を支援します。	子育て・健康課
42	在住外国人女性の生活支援	在住外国人女性の生活に不可欠な情報についての多言語表記や相談体制を充実させるため、外国語での相談が可能な機関との連携を図ります。	総務課 くらし安全課

(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
43	就業の促進と社会参画	高齢期の男女に対し、雇用の安定を図ったり、社会参画を通して地域との交流を広げられたりするよう、シルバー人材センターや社会福祉協議会など関係機関の情報提供をしていきます。	地域福祉課
44	健康支援・相談体制の充実	高齢期の男女に対し、健康支援や介護予防に関する事業を推進します。また、要介護状態などとなった場合においても、要介護者や介護者の男女で異なるニーズの違いに応じたきめ細かな相談支援を行います。	地域福祉課 子育て・健康課
45	高齢者虐待の防止及び介護者に対する支援	介護者が、男女ともに相談しやすいよう、体制を充実します。また、高齢者への虐待が発生した場合に早期発見・早期介入できるよう、関係機関と連携します。	地域福祉課

(3) 男女共同参画の視点に立った障がい者の生活・自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
46	障がい者の社会参加の促進	障がいのある人が地域でいきいきと暮らしていくために、就労のための機能訓練をはじめとしたさまざまな社会参加のための支援に努めます。支援に際しては男女のニーズの違いなどにも配慮して行います。	地域福祉課
47	相談支援体制の充実	障がいのある人が、男女共に自立した生活を営むことができるよう、相談窓口を広く、周知し、的確な情報提供や障がいのある人のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めます。	地域福祉課
48	障がい者への虐待防止及び養護者に対する支援	障がい者への虐待防止のために広報などで周知を行います。また、養護者が日ごろから気軽に相談できるよう相談体制を充実し、虐待の早期発見と被害者の保護と養護者への支援にも努めます。	地域福祉課

計画推進のための取り組み

男女共同参画に関する施策は、家庭や学校、地域、事業所などの問題として広範多岐にわたっているため、本町のあらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、男女がともに働きやすい男女共同参画の模範的職場となるよう、庁内の職場環境を整備し、職員のワーク・ライフ・バランス及び女性職員の積極的な登用を推進します。職員自らが男女共同参画の視点に立って施策に携われるよう、研修の充実を図り、意識の向上に努めるとともに、町民への情報発信にあたっては男女共同参画の視点から表現への配慮を行います。

各事業の進捗を適切に点検するために統計資料は性別ごとに収集して分析し、事業の見直しに町民の意見を生かすよう、意識調査やパブリックコメントを実施します。

また、各課を横断した総合的取り組みを進めるとともに、「苅田町男女共同参画審議会」を設置し、取り組みの進捗状況の点検・評価を行っていきます。施策の実施にあたっては町民と協働するとともに、近隣市町村と連携・交流を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

■ 具体的施策 ■

(1) 職員の男女共同参画に関する意識の向上

No.	具体的施策	事業内容	担当課
49	男女共同参画に関する職員研修の充実	職場内男女共同参画研修を継続して実施します。	総務課
50	男女共同参画の視点からの広報等表現への配慮	広報など、町が町民に対して情報を発信する際に、男女共同参画の視点から表現に偏り等がないように配慮します。	総務課 協働のまちづくり課
51	男女共同参画に関する情報の共有化	労働やDV防止、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスなど関係各所に寄せられる男女共同参画に関する情報を積極的に収集・整理し、庁内で共有します。	総務課

(2) 苅田町特定事業主行動計画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
52	苅田町特定事業主行動計画の推進	苅田町特定事業主行動計画を着実に実行し、庁内における職員のワーク・ライフ・バランス及び庁内における女性職員の積極的な登用を推進します。	総務課 全庁
53	苅田町特定事業主行動計画の周知	苅田町特定事業主行動計画の全職員への周知徹底を図ります。	総務課

(3) 計画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
54	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別で収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図ります。	全庁
55	男女共同参画町民意識調査の実施	苅田町男女共同参画行動計画などの見直しや策定に際して、町民の意見を反映させるため、意識調査やパブリックコメントを実施します。	総務課
56	計画の実施状況報告書の作成と公表	計画の進捗状況の報告、評価を行い、公表します。	総務課

(4) 推進体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
57	町民との協働	男女共同参画施策の推進にあたって、各種団体等、町民と積極的に協働します。	総務課
58	国・県・他の自治体との連携	国・県・他の自治体との連携と交流を図り、率先して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。	総務課
59	苅田町男女共同参画審議会の運営	苅田町男女共同参画審議会を定期的に行い、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し政策提言します。	総務課

■ 成果指標 ■

(1) 職員の男女共同参画に関する意識の向上

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
49	ハラスメント研修	1回 (平成 29 年度)	隔年1回	総務課
	男女共同参画研修 全職員受講 (半年を越えて雇用する非常勤・嘱託職員を含む)	—	90%	総務課

(2) 苅田町特定事業主行動計画の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
52	プロジェクトチームにおける女性の割合	—	30%	全庁
	行政職員採用試験に占める女性受験者の割合	44.1% (平成 28 年度)	50%	総務課
	管理職に占める女性の割合	10.9% (平成 28 年度)	10% (平成 33 年度)	総務課
	係長職に占める女性の割合	16.7% (平成 28 年度)	25% (平成 33 年度)	総務課
	男性の育児休業取得率	新規	10% (平成 33 年度)	総務課
	超過勤務時間の縮減	新規	上限年間 360 時間 (1人/年間) (平成 33 年度)	総務課

関連資料

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他

の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の 1 員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合にお

ける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

荊田町男女共同参画推進条例

(平成 19 年 6 月 20 日条例第 17 号)

改正 平成 25 年 6 月 21 日条例第 19 号

平成 26 年 3 月 28 日条例 第 1 号

平成 28 年 3 月 30 日条例 第 2 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条－第 11 条)
第 2 章	基本的施策(第 12 条－第 21 条)
第 3 章	男女共同参画苦情処理委員(第 22 条－第 29 条)
第 4 章	苦情及び救済の申出の処理(第 30 条－第 36 条)
第 5 章	男女共同参画審議会(第 37 条－第 43 条)
第 6 章	雑則(第 44 条)
附則	

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における取組とも連動しつつ、積極的に展開されてきました。

また、平成 11 年 6 月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成の実現は 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付けられています。

荊田町は、平成 14 年 3 月「男女共同参画に向けての提言」(女性問題懇話会)を受け、平成 15 年 3 月には「男女共同参画行動計画」を策定、さらには平成 17 年 12 月に「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画の町づくりを目指し様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今もなお、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行が根強く残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。また、新たに配偶者等からの暴力等、解決しなければならない課題が明らかになってきました。

一方、社会経済情勢の急速な変化や少子高齢化の進行などに対応した社会をつくるためにも、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、町、議会、町民、事業者等が協力し合って、男女共同参画の推進に関する総合的かつ計画的な取組を継続して実施することにより、男女が自らの人生を自分自身で決めて生きられる荊田町を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、議会、町民、事業者等、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及び町内を活動の拠点とする個人をいう。

(4) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。

(5) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

(1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。

(2) すべての人は、性別による固定的な役割分業意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

(3) すべての人は、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。

(4) 家族を構成するすべての人は、家庭生活における相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

(5) 教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。

(6) すべての人は、対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深めるとともに、性と生殖に関して個人の意思が尊重されなければならない。

(7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の性による人権侵害は、社会的な差別構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されなければならない。

(8) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本

理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。

4 町は、町民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念に基づき、意思決定機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第8条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第10条 すべての人は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性による差別的取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第11条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分業意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第12条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ荊田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。

4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(町における男女共同参画推進の取組)

第15条 町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(教育の充実)

第16条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めるものとする。

2 町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育に携わる者に対し、男女共同参画の推進に関する研修の実施に努めるものとする。

(家庭生活との両立支援)

第17条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(事業者等に対する支援)

第18条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(自治組織への支援)

第19条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(推進体制の整備等)

第20条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 町は、男女共同参画の推進のための拠点の整備に努めるものとする。

(相談への対応)

第21条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるも

のとする。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員の設置)

第22条 町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「影響施策」という。)若しくは措置についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、苧田町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。(定数等)

第23条 苦情処理委員の定数は、2人とし、同性によって占めてはならない。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有し、及び社会的信望を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、通算して6年を超えることができない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。(独任制)

第24条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。(責務)

第25条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。(兼職の禁止)

第26条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公正かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。(秘密を守る義務)

第27条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。(解職)

第28条 町長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に耐えられないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 苦情処理委員として、ふさわしくない行為があると明白に認められるとき。

(関係機関等との連携)

第29条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第30条 町民及び事業者等は、町が実施する推進施策又は影響施策若しくは措置について、苦情処理委員に対し、苦情を申し出ることができる。

2 町民は、町、町民、事業者等から人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に対し、救済を申し出ることができる。

(処理の対象としない事項)

第31条 前条の規定による苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項
 - (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項
 - (4) 苦情処理委員が既に苦情等の申出の処理を終了した事項と同一であって、同一の者から申出をされた事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項
- 2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを行うことができない。(調査)

第32条 苦情処理委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 町は、前2項の調査を拒んではならない。

4 町民及び事業者等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

5 苦情処理委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正等勧告)

第33条 苦情処理委員は、第30条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査の結果に基づき、町が実施する推進施策又は影響施策が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正等勧告」という。)することができる。

2 町は、是正等勧告を尊重しなければならない。

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。

4 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。(救済勧告)

第34条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、調査の結果に基づき、町が人権侵害を行ったと認めるときは、町に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講じるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。

2 苦情処理委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。

3 町は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。

4 第1項の場合において、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(町以外のものによる人権侵害の救済)

第35条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものを除く。)があった場合において、調査の結果に基づき、救済の必要があると認めるときは、町に対し、被害を受けた者に必要な助言その他の支援を行うよう要請することができる。

2 町は、前項の要請を尊重しなければならない。

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の要請に対する対応結果の報告を求めることができる。

(苦情処理委員の発意による苦情等の処理)

第36条 苦情処理委員は、第30条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、町に通知のうえ調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、町に係るものに限る。

2 前項の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

3 町は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。

4 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。

5 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を決定するときは、合議しなければならない。

6 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、これを公表しなければならない。

7 苦情処理委員は、第1項の救済勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。

8 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(荇田町男女共同参画審議会の設置)

第37条 荇田町における男女共同参画の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、荇田町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本計画その他の重要事項を調査審議すること。

(2) 基本計画の実施状況等について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

3 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、町長に建議することができる。

(組織等)

第38条 審議会は、10人以内の委員をもって組織

する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 町民

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長及び副会長)

第39条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第40条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第41条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第42条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議会の庶務)

第43条 審議会の庶務は、総務課において行う。

第6章 雑則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第22条から第36条までの規定は、平成20年4月1日から施行する。

(荇田町男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 荇田町男女共同参画審議会設置条例(平成14年荇田町条例第11号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止する荇田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員は、第38条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱された委員の任期は、荇田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

第2次苅田町男女共同参画行動計画（後期）策定の流れ

日 付	苅田町男女共同参画 審議会	苅田町男女共同参画 推進本部・推進委員会	ヒアリング等
H29. 4. 25		第1回推進本部 ・後期計画策定の 方向性を検討	
H29. 6. 29	第1回審議会 ・計画策定を諮問		
H29. 7. 18、 7. 24、7. 31			各課ヒアリング ・現状と課題の整理、 成果指標の検討
H29. 10. 23	第2回審議会 ・ヒアリング結果と 重点的施策と体系の 整理		
H29. 11. 27		第2回推進本部 ・ヒアリング結果と 重点的施策・成果 指標の確認	
H29. 12. 25	第3回審議会 ・具体的施策の事業と 成果指標案を含めた 素案として審議		
H30. 1. 25 ～2. 5			パブリックコメント 募集（意見公募）
H30. 2. 21		第3回推進本部 ・パブリックコメントを 経ての最終案の検討	
H30. 2. 28	第4回審議会 ・最終案の検討、答申に 向けての審議		
H30. 3. 5	町長答申		

苅田町男女共同参画審議会委員名簿 (H28.4.1～H30.3.31)

	氏 名	役 職
会 長	喜多 加実代	福岡教育大学 教授
副会長	阪井 俊文	北九州市立大学 非常勤講師
委 員	力武 由美	日本赤十字九州国際看護大学 准教授
	竹原 昭夫	苅田小学校校長
	三浦 紀美子	行橋人権擁護委員協議会
	角崎 明美	苅田町子育てサロン「ひよぼっぼ」代表
	北山 修平	麻生セメント株式会社
	吉本 美智子	ふくおか県「翼の会」
	迫田 正文	一般町民
	玉井 由加里	一般町民

アドバイザー

苅田町男女共同参画推進委員	倉富 史枝
苅田町男女共同参画推進委員	武藤 桐子

事務局

苅田町	総務課 人権・男女共同参画推進担当
-----	-------------------

用語の解説

ジェンダー(gender)

身体的・生物学的な性別（セックス／sex）に対して、性別についての固定観念や偏見、「女はこうあるべき」「男はこうするもの」といった規範など、社会的につくられた性ありようのこと。

性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。例えば「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。

セクシュアル・ハラスメント

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせのこと。相手が望まない性的な言動をすることであり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条）。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある、または過去に親密な関係にあった者からの暴力のこと。身体的な暴力だけではなく、言葉や態度による精神的な暴力、行動や交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力などを含む。また、特に恋人間で起きる暴力を指す場合には「デートDV」という。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産したことや育児のための制度を利用したこと等を理由として、解雇や降格などの不利益な取り扱いをしたり、就業環境を悪化させる言動を行うこと。

メンタルヘルス

精神面の健康のこと。厚生労働省によると、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を意味する。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)

性や生殖にかかわるあらゆる事柄において、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態で、安全で満足のある性生活を営むことができ、子どもを産むか産まないか、産むならばいつ、何人産むかを決定することができること。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取り組みのこと。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む